

東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律を廃止する法律案参照条文

○東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律（平成二十三年法律第六十四号）

（趣旨）

第一条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により多数の被災者が一般旅券（旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二条第二号の一般旅券をいう。以下同じ。）を紛失し、又は焼失したことに対処するため、一般旅券の発給の特例を定めるものとする。

（一般旅券の発行に関する特例）

第二条 外務大臣は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害の被災者であつてその居住する住宅が滅失し、又は損壊した者として政令で定めるものが、発給を受けた一般旅券であつて同日において現に有効なものを当該災害により紛失し、又は焼失した場合において、同日から平成二十五年三月三十一日までの間に国内において当該一般旅券（以下この項及び次項において「紛失旅券」という。）につき旅券法第十七条第一項から第三項までの規定による届出をし、かつ、この法律の施行の日か

ら平成二十五年三月三十一日までの間に国内において旅券法第三条の規定による発給の申請をするときは、同法第五条第一項の規定にかかわらず、月を単位とする五年以内の期間であつてその満了の日が紛失旅券の有効期間満了の日以前の日であるものを有効期間とする一般旅券を発行することができる。

2 外務大臣又は旅券法第三条第一項に規定する領事官は、前項の規定により発行された一般旅券であつて五年を有効期間とするもの（当該一般旅券（以下この項において「五年特例旅券」という。）の発給を受けた被災者に対して同法第五条第四項の規定により発行された一般旅券であつてその有効期間満了の日が当該五年特例旅券と同一であるものを含む。以下この項において「特例旅券」という。）の有効期間満了の日が当該特例旅券の発給を受けた被災者に係る紛失旅券の有効期間満了の日より一月以上前である場合において、当該被災者が同法第十一条第一号の規定に基づき同法第三条の規定による発給の申請をするとき又は当該特例旅券の有効期間が満了した後同条の規定による発給の申請をするときは、同法第五条第一項の規定にかかわらず、月を単位とする期間であつてその満了の日が当該紛失旅券の有効期間満了の日以前の日であるものを有効期間とする一般旅券を発行することができる。

3 前二項の規定により発行される一般旅券（以下「震災特例旅券」という。）は、前二項の申請をする者

が震災特例旅券の発給を受けようとする旨を旅券法第三条第一項第一号の一般旅券発給申請書に記載して申請する場合に限り、発行することができる。

4 外務大臣が行う震災特例旅券の発行に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(旅券の交付に関する規定の準用等)

第三条 震災特例旅券の交付については、旅券法第八条第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第五条」とあるのは、「東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律第二条」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する旅券法第八条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する特例)

第四条 震災特例旅券の発給の申請をする者は、旅券法第二十条第一項、第三項及び第四項の規定にかかわ

らず、手数料を国に納付することを要しない。

○東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律施行令(平成二十三年政令第百六十五号)

(震災特例旅券の発行の対象となる被災者)

第一条 東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項に規定する政令で定める被災者は、その居住する住宅について、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けた者とする。

(都道府県が処理する事務)

第二条 法第二条第四項に規定する外務大臣が行う震災特例旅券(同条第三項に規定する震災特例旅券をいう。以下同じ。)の発行に関する事務のうち震災特例旅券の作成(旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第七条の規定による電磁的方法による記録を含む。)の事務は、法第二条第四項の規定により、都道府県知事が行うこととする。ただし、外務大臣は、旅券法第三条第一項ただし書の規定により申請が行

われた場合その他必要があると認める場合には、自ら当該事務を行うことができる。

2 前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る外務大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

3 第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律施行規則（平成二十三年外務省令第九号）
東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律（平成二十三年法律第六十四号）第三条第一項において準用する旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第八条第一項から第三項までの規定による震災特例旅券の交付については、旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）第七条（第四項及び第七項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同令第七条第一項中「法第八条第一項」とあるのは

「東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律（以下この条において「特例法」という。）

第三条第一項において準用する法第八条第一項」と、同条第二項中「法第八条第三項」とあるのは「特例法

第三条第一項において準用する法第八条第三項」と読み替えるものとする。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二条（略）

②～⑧（略）

⑨ この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、
国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二（略）

⑩～⑰（略）

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）（抄）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味

によるものとする。

法律	(略)	東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律（平成二十三年法律第六十四号）	(略)
事務	(略)	第三条第一項において準用する旅券法第八条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務	(略)